

人材紹介手数料について

株式会社 INDUSTRIAL - X

人材紹介手数料につきまして、以下の通りとなっております。

株式会社〇〇（以下「甲」という）と 株式会社 INDUSTRIAL-X（以下「乙」という）とは、乙が甲に対して行う人材紹介（以下「本業務」という）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する

第7条（報酬額と支払方法）甲による求職者の採用が決定した場合、甲は乙に対して、本業務の報酬を支払うものとし、その金額は新規採用者の理論年収額の 35%とする。

2. 前項の規定は、甲が乙の紹介する求職者の不採用を決定した日から 1 年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者に雇用の申込みをし、当該求職者がこれを承諾した場合、または甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合にも適用される。なお、甲が乙に当該求職者の採用を故意または重大な過失により通知しなかった場合は、前項の報酬に加え当該報酬と同額の違約金を支払うものとする。

3. 乙は甲に対して、第 1 項の報酬額およびこれに係る消費税を新規採用者の入社月の末日までに請求し、甲はこれを新規採用者が入社した月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込みにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。